

新座市小規模公園管理サポーター設置要綱

(平成18年3月31日市長決裁)

(平成20年3月10日改定決裁)

(平成21年3月26日市長決裁)

(平成23年3月31日市長決裁)

(平成29年12月25日市長決裁)

(令和4年3月30日市長決裁)

(設置)

第1条 地域に密着した公園を気持ち良く利用してもらい、市民憩いの場所となるよう、これらの公園の植栽管理及び清掃等を行う小規模公園管理サポーター(以下「サポーター」という。)を置く。

(役割)

第2条 サポーターは、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 低木及び生け垣植栽の剪定及び灌水
- (2) 公園内の清掃
- (3) 剪定、清掃等により生じたごみの収集及び処分
- (4) 公園内の施設の破損及び故障並びに粗大ごみ等を見付けた場合の連絡及び簡単な修理
- (5) 公園の巡視

2 サポーターは、複数のサポーターで管理する公園に関しては、リーダー及び当番を決め、連絡調整を行うものとする。

3 サポーターは、毎年3月末日までに1年間の活動報告書及び翌年度1年間の活動計画書を、まちづくり未来部みどりと公園課長に提出するものとする。

(委嘱)

第3条 サポーターは、設置目的に賛同し、ボランティア活動を行う意欲がある者の中から、市長が委嘱する。

(任期及び更新)

第4条 サポーターの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のサポーターの任期は、前任者の残任期間とする。

2 サポーターから辞退の申出がない場合には、引き続き同一期間更新されたものとみなす。ただし、サポーターの活動がサポーターとしてふさわしくないと市長が認めるときは、この限りでない。

(会議)

第5条 サポーターの会議は、必要に応じて行うものとし、まちづくり未来部長

が招集する。

(事故報告)

第6条 サポーターは、活動中に事故が発生した場合は、速やかにまちづくり未来部みどりと公園課に通報し、事故報告書を提出するものとする。

(市の役割)

第7条 市の役割は、次のとおりとする。

- (1) サポーターの活動に関するボランティア保険に加入すること。
- (2) 必要に応じて道具の貸与を行うこと。
- (3) サポーターが回収したごみを収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、サポーターの活動に関し必要な支援を行うこと。

(庶務)

第8条 サポーターに関する庶務は、まちづくり未来部みどりと公園課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他のサポーターの活動に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、決裁の日から実施する。